

信州大学教職支援センターと長野県総合教育センターとの連携に関する覚書

信州大学教職支援センター（以下「甲」という。）と長野県総合教育センター（以下「乙」という。）は、先に締結した「信州大学と長野県教育委員会との連携に関する協定書」（令和7年1月26日）に基づき、長野県の教育の発展と人材の育成に寄与するため、教職教育、研修その他相互に連携及び協力する事項に関し、次のとおり覚書を締結する。

（連携協力事項）

第1 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 一 教職科目に関すること。
- 二 信州大学連携事業に関すること。
- 三 教育相談に関すること。
- 四 その他甲及び乙が必要と認める事項。

（連絡協議会）

第2 甲及び乙は、第1の連携協力事項の円滑な実施を図るため、連絡協議会を設置する。

2 連絡協議会に事務局を置き、甲においては学務部学務課が、乙においては企画調査部が担当する。

（研究会）

第3 甲及び乙は、教育課題その他専門的事項の調査研究を行うため、必要に応じて研究会を設置することができる。

（有効期間）

第4 この覚書は、令和7年4月1日から発効し、有効期間は3年とする。ただし、甲及び乙は、その間の連携・協力内容の評価を行い、甲乙の合意により更新することができる。

（細目）

第5 この覚書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの覚書に定めのない事項について必要が生じた場合は、甲乙が協議の上、定めるものとする。

上記覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、その1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

（甲）信州大学教職支援センター長

（乙）長野県総合教育センター所長

安田 弘 浩



小口 雄 策

